法律の現場から 81

たくさんの相続人

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 鈴木 哲郎

ご存じのとおり、人が亡くなると遺産は相続人に受け継がれます。遺言がない場合には、相続人が全員で協議して遺産を分割する必要があります。

ですが、この遺産分割をしないまま、相続人が亡くなってしまった場合はどうなるでしょう。実はこの場合、未解決の問題はさらにその方の相続人たちへ引き継がれてしまうのです。

このようなことが繰り返されれば、相続人の数はどんどん増え、いざ解決しようとしても、会ったこともない人と、会ったこともない遠い先祖の財産を分けなければならないなんてことになります。

次の世代にこうした苦労をさせないために、遺産の分割はできるだけ早く行うほうが良いでしょう。さらに良いのは、自らが亡くなる前に、きちんと遺言を遺しておくことです。